

(様式 2)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	東伊豆町

東伊豆町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 東伊豆町観光産業課

所 在 地 賀茂郡東伊豆町稲取 3 3 5 4

電 話 番 号 0 5 5 7 - 9 5 - 6 3 0 1

F A X 番 号 0 5 5 7 - 9 5 - 0 1 2 2

メールアドレス kankou@town.higashiizu.shizuoka.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ・イノシシ・サル・台湾リス
計画期間	令和5年度～7年度
対象地域	東伊豆町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害数値		
ニホンジカ	柑橘	1,150a	1,925kg	500千円
	野菜	1,150a	250kg	500千円
	その他			
サル	柑橘	100a	972kg	250千円
	野菜	100a	125kg	250千円
イノシシ	柑橘	1,700a	1,283kg	1,000千円
	野菜	1,700a	1,283kg	1,000千円
	その他			
台湾リス	柑橘	200a	16kg	50千円
	工芸作物			
	その他			

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>鳥獣種別の被害面積・金額についてはニホンジカ、イノシシが圧倒的に多い。</p> <p>ニホンジカ、イノシシ、サルによる被害は、年間を通して発生している。シカによる被害作物は、柑橘・苗木、わさび、野菜の食害が主になっている。イノシシ・サルについては、住宅地まで行動範囲が広がり、家庭菜園、生垣等の被害も多く、ロードキルも増加傾向。</p> <p>住民からの苦情についてはイノシシによる被害情報が圧倒的に多い。つづいて、サルによる被害情報が見受けられる。</p> <p>台湾リスについての目撃はあるが、なかなか捕獲に至らない状況である。</p>

(注) 1 近年の被害の傾向 (生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（7年度）
ニホンジカ	2,300a 1,000千円	2,070a 900千円
サル	200a 500千円	180a 450千円
イノシシ	3,400a 2,000千円	3,060a 1,800千円
タイワンリス	200a 50千円	180a 45千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・賀茂猟友会東伊豆分会への鳥獣捕獲を委託 ・有害鳥獣捕獲報奨金要綱を制定。（平成24年度） ・狩猟免許取得の助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者の高齢化に伴う担い手の減少。 ・住宅地付近の被害が多く銃器の使用できない場所の捕獲が課題である。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣害対策事業補助金交付要領を作成し、侵入防止柵の費用を助成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別設置のため、集団にて広範囲に設置できない。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地にある空地等の草刈りのおねがい。 ・耕作放棄地の土地改良（有効利用）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・根本的な解決には民間、地域住民の協力が必要不可欠と考えているが、協力しあえていない。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

東伊豆町における令和3年度の被害金額は、3,550千円、6,100aとなっている。主な被害作物は、柑橘、野菜、植木、芝等があげられる。

東伊豆町では、被害防止計画を作成するにあたり、被害軽減目標を引き続き令和7年度まで10%減の3,195千円、5,490aとする。

これまで東伊豆町では、有害鳥獣捕獲委託金と、有害鳥獣報奨金、鳥獣害対策事業補助金により、捕獲と被害防止の両面から対策を行ってきた。

しかし、狩猟者の高齢化による狩猟捕獲者の減少、担い手の不足、住宅地付近での鳥獣被害の拡大等により被害防止及び削減をするには限界がある。

今後は現状の捕獲数の強化とともに、下記の取組によって被害軽減をめざす。

1. 狩猟免許の取得奨励

鳥獣捕獲者の増員との担い手の育成を図る。

2. 箱わなの普及促進

箱わなにより、住宅地付近でも安全で効果的に捕獲できる体制を確立し被害拡大を防ぐ。くくりわなについても、今後普及を進めていきたい。

3. 鳥獣被害削減の為にPR活動と耕作放棄地の解消

町内の回覧板や有線テレビとの連携し、鳥獣の逃げ場となる竹林や作放棄地等解消に向け町民に対し被害防止のPR活動をする。東伊豆町農業再生協議会、東伊豆町農業委員会、東伊豆町農業経営振興会と連携し耕作放棄地の農営再開に向けた担い手へ利用集積を進めていく。

4. 被害状況の把握

町内の農業者等に聞き取り調査を実施し、被害箇所、面積の把握に努める。

5. 被害防除

鳥獣害から農作物等を守るために設置した電気柵等の点検、正しい設置方法、効果的な設置方法の維持管理を啓発していく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

東伊豆猟友会への捕獲を委託、また連携を密にして効果的な捕獲を目指す。農業者、地域住民からの有害鳥獣目撃情報、被害情報を捕獲者と情報共有し。情報に対してスムーズな対応を行う。
実施隊においては、地域住民へのヤブの刈り払い等による緩衝帯整備や農作物残さや放任果樹の処分などの誘引物を除去するなど、イノシシのエサや棲みかなどの生息好適環境を減らすための指導を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンジカ サル イノシシ タイワンリス	・ 狩猟免許試験及び事前講習会の広報活動を推進し、新たに狩猟免許を取得した場合、費用の一部を助成する。農家自身による罠や侵入防止策の設置に協力を願う。 ・ 住民参加型の被害対策の実施（講演・実技） ・ サルについては、地域住民と猟友会連携し、猟銃の使用ができる場所への追い上げに努める。 ・ タイワンリスについては農業者等から被害状況や生息地等を把握し、随時捕獲を行う。 ・ ニホンジカについては、県で実施している管理捕獲と連携し、対策を進める。
令和6年	ニホンジカ サル イノシシ タイワンリス	・ 狩猟免許試験及び事前講習会の広報活動を推進し、新たに狩猟免許を取得した場合、費用の一部を助成する。農家自身による罠や侵入防止策の設置に協力を願う。 ・ 住民参加型の被害対策の実施（講演・実技） ・ サルについては、地域住民と猟友会連携し、猟銃の使用ができる場所への追い上げに努める。 ・ タイワンリスについては農業者等から被害状況や生息地等を把握し、随時捕獲を行う。

		・ニホンジカについては、県で実施している管理捕獲と連携し、対策を進める。
令和7年	ニホンジカ サル イノシシ 台湾リス	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許試験及び事前講習会の広報活動を推進し、新たに狩猟免許を取得した場合、費用の一部を助成する。農家自身による罠や侵入防止策の設置に協力を願う。 ・住民参加型の被害対策の実施（講演・実技） ・サルについては、地域住民と猟友会連携し、猟銃の使用ができる場所への追い上げに努める。 ・台湾リスについては農業者等から被害状況や生息地等を把握し、随時捕獲を行う。 ・ニホンジカについては、県で実施している管理捕獲と連携し、対策を進める。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方							
東伊豆町における過去5年間の実績はイノシシについては上昇傾向である。ニホンジカについては捕獲減少であるが、捕獲者が県に報告している頭数が多いと思われる。また賀茂猟友会東伊豆分会会員の高齢化により捕獲数の増加も難しい状況であるので、ニホンジカ、イノシシについては、被害状況を確認し、同じ捕獲計画とした。							
サルについては、近年捕獲が困難な里山近くの出没が増え、少数の群れが増えていることにより捕獲数が減少傾向であるが、被害情報、目撃情報は多いので平均捕獲の倍の数を計画した。							
台湾リスについては、東伊豆町への被害報告が少ないが、被害額、面積は増えているので、同数の10頭を計画した。							
捕獲実績							
対象鳥獣	H29	H30	R1	R2	R3	合計	平均
ニホンジカ	141	109	98	30	11	389	77.8
サル	13	10	0	1	1	25	5
イノシシ	83	77	136	51	241	588	117.6
台湾リス	0	0	0	0	0	0	0
① ニホンジカ	過去5年実績（総数）		389頭	年		150頭	計画
② サル	過去5年実績（総数）		25頭	年		10頭	計画
③ イノシシ	過去5年実績（総数）		588頭	年		150頭	計画
④ 台湾リス	過去5年実績（総数）		0頭	年		40頭	計画

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設

定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	150	150	150
サル	10	10	10
イノシシ	150	150	150
台湾リス	10	10	10

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
年間を通して銃器、罠を用いて町全域の有害捕獲を行う。 また、銃器やくくり罠の使用が難しい場所には、箱罠を捕獲用に貸し出しをする。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
東伊豆町内	対象鳥獣については権限移譲済み

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	電気柵 ワイヤーメッシュ柵	電気柵 ワイヤーメッシュ柵	電気柵 ワイヤーメッシュ柵
サル	電気柵 ワイヤーメッシュ柵	電気柵 ワイヤーメッシュ柵	電気柵 ワイヤーメッシュ柵
イノシシ	電気柵 ワイヤーメッシュ柵	電気柵 ワイヤーメッシュ柵	電気柵 ワイヤーメッシュ柵
備考	個人での設置 町補助金あり	個人での設置 町補助金あり	個人での設置 町補助金あり

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ サル イノシシ	町補助金を利用し電気柵、ワイヤーメッシュ柵を設置した箇所の定期的な見回り、正しい設置、効果的な設知方法、花火・パチンコを利用した追払い方法を巡回指導する。		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年 令和6年 令和7年	ニホンジカ サル イノシシ	町民や農業者に対し、回覧板、町広報誌、有線テレビ等に協力を願い、鳥獣の逃げ場となる竹林整備、耕作放棄地、ヤブの刈り払い等による緩衝帯整備や農作物残さや放任果樹の処分などの誘引物を除去するなどして、イノシシのエサや棲みかなどの生息好適環境を減らす防衛策の周知。

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

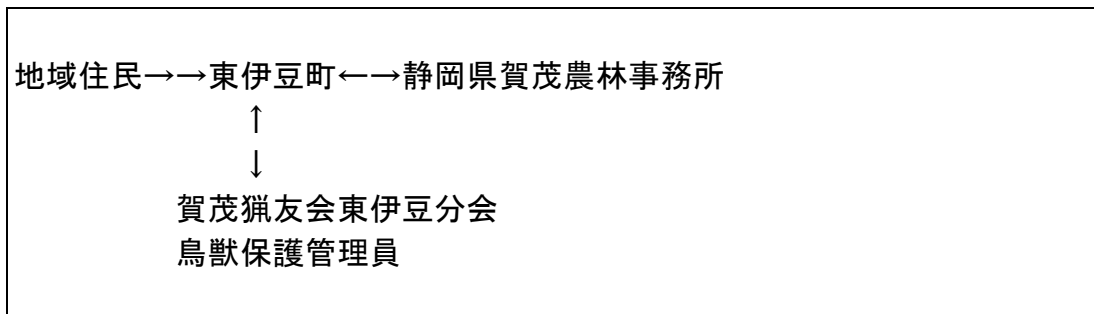
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
静岡県賀茂農林事務所	情報共有と被害対策への協力
東伊豆町役場	猟友会、賀茂農林事務所と連絡を取り合い被害対策を行う。
鳥獣保護管理員	鳥獣被害調査、捕獲に関する助言。 傷病鳥獣の保護。
賀茂猟友会東伊豆分会	東伊豆町の要請に対して鳥獣駆除を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設及び自家消費

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	アニマルキーパーズカレッジ内にあるワイルドミートセンターが随時受け入れ可能になれば利用していきたい
ペットフード	特になし
皮革	特になし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	特になし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

特になし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	東伊豆町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
東伊豆町	運営事務局・情報提供
東伊豆町区長会	追払い活動・情報提供
富士伊豆農協	有害鳥獣捕獲・追払い・助言
賀茂猟友会東伊豆分会	有害鳥獣捕獲・追払い指導・助言
鳥獣保護管理員	有害鳥獣捕獲・追払い指導・助言
東伊豆町農業経営振興会	追払い・情報提供・助言
東伊豆町農業委員会	追払い・情報提供・助言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東伊豆町農業委員会	耕作放棄地の解消・獣害対策 PR
下田警察署	住宅地での捕獲協力・情報提供

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

捕獲以外の対策活動を実施していく。
① 補助金を利用した侵入防止柵の設置などによる農地に入られないようにする「防護対策」等の PR 活動
② ヤブの刈り払い等による緩衝帯整備や農作物残さや放任果樹の処分などの誘引物を除去するなどして、イノシシのエサや棲みかなどの生息好適環境を減らす「棲み分け対策」PR 活動

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。